

出店規約（酒販用）

第 1 条（総則）

本規約は、株式会社 EPARK マーケティング（以下「甲」という）がインターネット上で運営する酒類限定のショッピングモール（以下「モール」という）への出店に関し、甲と出店申込者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

第 2 条（出店の申込等）

1. 乙は、モールにおいて物品の販売を行うこと（以下「出店」という）を希望する場合、甲所定の方法により申込を行わなければならない。
2. 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の乙の出店用のページ（以下「出店ページ」という）、販売等に必要となる甲所定の Web サイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモールおよび出店ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）に従って使用することを許諾する。
3. 甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
4. 乙は、甲が指定する甲の提携先（以下「提携先」という）が運営する Web サイト（以下「提携先サイト」という）にモール及び出店ページが転載され、乙が出店ページに掲載する商品（以下「商品」という）が提携先サイトを通じて販売されることを予め承諾する。

第 3 条（届出事項）

1. 乙は、第 2 条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
 - ア. 商号（屋号）、代表者名および住所
 - イ. 取扱商品および役務
 - ウ. 出店についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲所定の事項
 - エ. 代金の決済方法
 - オ. その他甲が指定する乙の業務に関する事項
2. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
3. 甲が第 1 項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した

時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなす。

4. 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点で当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

第 4 条（権利の譲渡等）

乙は、モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第 5 条（出店ページの開設）

甲は、乙に対し、第 2 条第 1 項の申込を承諾した場合、サーバ内の甲が指定する URL に乙の出店ページを開設するとともに、出店ページにアクセスするために必要となる ID およびパスワードを発行する（出店ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

第 6 条（コンテンツの表示）

1. 乙は、出店ページ上に、甲の定める規格に従い、商品についての情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作する。
2. 乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 第 16 条その他本規約等に反する表示をしないこと
- (2) わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
- (3) 商品に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法 11 条および同法施行規則 8 条により表示を義務づけられた事項について表示すること
- (4) 前号のほか、以下の事項について表示すること

ア. 出店ページの管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス

イ. 営業時間、定休日等

ウ. 商品についての問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと

エ. その他甲所定の事項

3. 甲は、第 1 項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を乙に通知する

とともに、当該出店ページをモール上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して販売等を行うことができる。

4. 乙は、出店後、第 2 項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報をユーザに提供するよう、定期的に更新を行う。

5. 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。
6. 乙が出店ページに登録可能な商品数の上限は甲が定めるものとする。

第 7 条（販売方法）

1. 乙は、出店ページ（提携先サイトに転載された出店ページを含む。以下同じ）を閲覧した者から商品の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品の送付その他販売に必要な手続きを直接行う。
2. 商品の代金については、甲が自己の決済システムを利用して顧客から乙に代わって受領するものとし、乙は甲から当該代金相当額の支払を受けるものとする。
3. 提携先サイトに転載された出店ページを通じて商品の注文がなされた場合、甲は、提携先に対し、前項の代金の受領を委託することができる。甲が提携先に代金の受領を委託した場合、商品の代金は、前項にかかわらず、提携先が提携先の決済システムを利用して顧客から受領して甲に支払うものとし、乙は甲から当該代金の支払いを受けるものとする。
4. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
5. 乙は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、未成年者飲酒禁止法その他関係法令を遵守する。
6. 乙は、顧客との間で、商品の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
7. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第 8 条（管理責任者）

1. 乙は、本契約に基づく出店および販売等を行うに際して、以下の義務を負う。
 - (1) 管理責任者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続きをしなければならない。

第 9 条（著作権等）

1. 出店ページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは

乙が、それぞれ著作権を有する。

2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。
3. 乙は、甲に対し、前 2 項の乙または第三者の著作物について、甲がモールのプロモーションのため、甲が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾する。

第 10 条（業務委託）

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第 11 条（契約期間）

本契約の有効期間は、アカウント発行日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 12 条（システム利用料）

乙は、甲に対し、本契約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料（以下「システム利用料」という）として、乙が出店ページに商品を掲載する毎に、甲乙が合意した手数料金額を甲の定める支払方法に従って支払うものとする。

第 13 条（出店料等の支払い）

1. システム利用料その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下「出店料等」という）の支払いについて必要となる費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、出店料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。
3. 乙が甲に対して支払った出店料等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。

第 14 条（顧客情報）

1. 甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせ

て「顧客情報」という)の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。

(1) 甲および顧客から顧客情報の共有につき承諾を受けた甲のグループ会社(以下「甲ら」と総称する)ならびに提携先(ただし、顧客が当該提携先の運営する提携先サイトに転載された出店ページを利用した場合に限る)は、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。

(2) 乙は、顧客の属性情報および乙の出店ページにおける利用情報を、モールの出店ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。

2. 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびモールの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。

3. 乙は顧客情報(甲から開示された情報のほか出店ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む)を、本規約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモールを含む甲が運営するEクーポン全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、配送業務を委託している配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、商品の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。

以下同じ)を、本規約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモールを含む甲が運営するEクーポン全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、配送業務を委託している配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、商品の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。

4. 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

5. 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。

6. 乙は、顧客情報の漏洩がモールの信用を毀損する等、その他モール全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担(顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む)を賠償する責に任ずる。

7. 第4項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとする。

第15条(守秘義務)

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2. 甲は、前項にかかわらず、モールの運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または守秘契約を締結した提携会社（提携先を含む。）との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第 16 条（禁止事項）

1. 乙は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5) 甲、他の出店者、提携先または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- (6) 第 6 条第 3 項の出店許可の前に出店ページを第三者に公開する行為（出店ページの宣伝広告およびその URL の告知を含む）または出店ページを利用した販売等を行う行為
- (7) モール外の店舗の宣伝、外部 WEB サイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客をモール外の取引に誘引する行為
- (8) モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為
- (9) 本契約終了後に、モールの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）
- (10) 甲と同種または類似の業務を行う行為
- (11) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (12) モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (13) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
- (14) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
- (15) 甲が別途禁止行為として定める行為

2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品、第三者の権利を侵害するおそれのある商品、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品の販売をすることができない。

第 17 条（パスワードの管理等）

1. 乙は、第 5 条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう

管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。

2. 乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行された ID およびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信された ID およびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第 18 条（サービスの一時停止）

乙は、第 2 条第 2 項記載の甲が提供するサービス（以下「サービス」という）について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による出店料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) 甲、顧客、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第 19 条（出店停止等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第 22 条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。

- (1) 第 22 条第 1 項に定める事由が生じたとき
 - (2) 乙の店舗において商品を購入した顧客から商品の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
 - (3) その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき
2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙はシステム利用料の支払義務を負うものとする。

第 20 条（免責）

1. 甲は、乙が出店に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。

2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービス

の停止もしくは廃止を行うことができる。

3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第 21 条（乙による解約）

乙は、解約日の 1 ヶ月前までに甲所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができる。この場合、乙は、システム利用料を甲が指定する期日までに支払うものとする。

第 22 条（甲による解除・解約）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。

- (1) 本規約等に違反したとき
- (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 前 3 号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散または営業停止状態となったとき
- (7) 甲による連絡が取れなくなったとき
- (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
- (9) 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき
- (10) アカウント発行日から 6 ヶ月以内に第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）

許可がなされない場合

- (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
 - (12) その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1 ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
3. 乙が第 1 項第 2 号ないし第 6 号の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
4. 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対

する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。

- (1) 第 1 項第 1 号または第 7 号ないし第 9 号の事由に該当する場合
 - (2) 第 1 項または第 2 項により本契約が終了した場合
 - (3) 第 19 条第 1 項に基づく出店停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに甲の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがない場合
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
5. 甲は、第 6 条第 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可をするまでは、本契約を直ちに解約することができる。
6. 第 1 項、第 2 項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 22 条の 2（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

1. 甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除し、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
 - (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき
 - (3) 役員または従業員のうち暴力団等に該当する者がある場合
 - (4) 乙（乙が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴追を受けた場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、甲または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (6) 甲または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
2. 第 22 条第 3 項及び第 6 項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第 23 条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 24 条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバ内で乙が ID およびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

以上

2012 年 11 月 7 日制定

2013 年 1 月 30 日改定

2013 年 11 月 1 日改定

2017 年 11 月 1 日改定